【流山市の基金合計・繰替運用「可能」基金合計・70億円との差額】

（億円）

年度	3会計 基金合計	繰替運用『可能』 基金合計	70億円との 差額
2015	80.3	79.0	＋9.0
2016	77.1	75.8	＋5.8
2017	81.7	80.3	＋10.3
2018	88.0	86.5	＋16.5
2019	103.8	102.3	＋32.3
2020	101.6	100. 1	＋30.1
2021	119.2	117.8	＋47.8
2022	137.4	135.9	＋65.9
2023	122.1	120.6	＋50.6
2024	113.5	111.8	＋41.8
2025	101.1	99.1	＋29.1

※３会計：一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計

※繰替運用『可能』：流山市の各種基金（２３基金）の条例等で繰替運用を禁止しているものや基金の性格上なじまない基金（８基金）は除いた基金。

※繰替運用上の規定：地方自治法第２４１条第２項及び地方財政法第８条「目的に応じ、確　実かつ効率的に運用しなければならない。」と規定。

また流山市財務規則第２９８条(基金の運用及び繰替運用)「財産管理者は、基金を運用しようとするときは、基金運用決議書(別記第161号様式)により、及び基金に属する現金を繰替え運用しようとするときは、基金繰替運用決議書(別記第162号様式)により、市長の決裁を受けなければならない。」、第２９９条(基金の処分)「財産管理者は、基金を処分しようとするときは、基金処分決議書(別記第163号様式)により、市長の決裁を受けなければならない。」と規定。

※７０億円はＲ７年度決算ベースの運用実績。年度によって変化あり。